

# 全木連時報

3月25日(火曜日)  
(第600号)〔毎月25日発行〕  
平成20年(2008年)

発行所  
社団法人 **全国木材組合連合会**  
代表 後藤 隆一  
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580)3215  
URL <http://www.zenmoku.jp>



木材産業シンボルマーク

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

定価 年500円

『全木連時報』の購読料は年会費に含まれています。

## 全木連時報600号発行にあたって

### 五十年の歴史と601号からの新たな積み重ね

小紙、全木連時報は今月号で「600号」を数えることとなった。毎月一回の発行ですから、ちょうど五十年を経たことになりました。その意味では500号、400号といった他の節目号以上に区切りとしての意味を感じることがから、今回は特別の紙面仕立てとしました。

今月号が600号ですから、第1号は昭和三十三年四月となるわけですが、そうではないようです。全木連初代の常務理事であった森田哲郎氏の記録によれば、それ以前の昭和三十年十月が初刊、5号まで出して休刊。その後練習刊を重ねて復刊したとのこと。

その後も、合併号の発行などもあつて号数が現在と合わない時期がありますが、200号付近からは現在につながるようになります。当時の苦労が偲ばれるところです。

ところで、紙面の看板となる「全木連時報」の題字は、当時の茨城県木材協同組合連合会会長の武藤常介氏(衆議院議員)の作品。これも森田哲郎氏の記録による。

全木連初代会長の松浦周太郎氏の題字と思われている方もいると思われませんが、意外なことではないでしょうか。



# ご挨拶

社団法人全国木材組合連合会

会長 庄司 橙太郎



当会の機関紙である全木連時報が六百号を迎えました。小紙が曲がりなりに、ここまで来れましたのも、皆様のご支援の賜物とお礼申し上げます。

今日、業界を巡る環境は大変厳しいものがあります。振り返って、過去の全木連時報の綴りを読み返しますと、今日までの長い間、その時々、業界は常に山あり谷ありの繰り返しであったとの感を深くしているところであります。

全木連時報の編集方針としては、会の活動報告を中心に記録性も重視して、出来るだけ簡単、簡潔な記事を提供するようにしています。世の中は、ITハイテク時代であって、情報伝達的手段としては、インターネット、ホームページ、メールマガジンと数々あり、速報性も高く、今さら新聞とはとの意見も聴くところではあります。紙面には紙面のよさがあると確信して編集にあたっております。

全木連時報は、毎月二十五日の定時発行の宿命があるためか、締切に追われて紙面に荒さが見られるときも無くはありません、そのような時には、お気づきの点を遠慮なくお知らせください。そのような事の繰り返しですが六百回あつて今日に至つて来たのだと思ひます。今後とも、皆様のお役に立つ紙面作りに努めてまいりますので、よろしくご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

## その時の紙面紹介

小紙の600号に至るまでの間の

100号、200号・・・といった

各節目の紙面を紹介。

### 100号(昭和四十年十一月号)

国鉄貨物運賃値上げ問題についての記事がトップ。現在と同様に林業関係団体により林産物資国鉄運賃対策本部を設置して、値上げに反対の陳情活動を行なったことが記録されている。しかし、他の物資との均衡も考慮して運賃値上げにあつては極力低率を求めるとの重要課題で連月取り上げられている。その後も幾度となく登場する。

### 200号(昭和四十九年十一月号)

「住宅建設促進協議会」の発足をトップで伝えている。全木連、全木協、日合連ほか関係業界十二団体で構成。住宅建設促進について強力な協議会を設けて運動することが喫緊の課題であることが報じられている。

### 300号(昭和五十八年三月号)

「木材需要動態調査の結果が多く」の紙面を割いて掲載されている。このほか、全木協で行なつた「木材需要動態調査の結果が多く」の紙面を割いて掲載されている。

### 400号(平成三年七月号)

事務局長会議の開催がトップ記事。この時のテーマは労働時間短縮の推進と新JASの普及。400号記念として、お礼と300号以降の主要な記事紹介を年表風に行なつていく。

### 500号(平成十一年十一月号)

全木協会長に庄司橙太郎氏が決定したことがトップ記事。次いで、全木連の理事会詳報。このほか、農林水産祭天皇杯を三重県の榎才オコチが受賞したこと、全木連が世話役で出展している農林水産祭の記事が続く。



# 全木連各部

## 全木協のあゆみ

### 全木連の各部と全木協の

#### 活動の経過を紹介

#### 総務部

##### 公益法人改革に向けて

公益法人制度の抜本改革に関する法律が平成十八年六月に公布され、その施行が平成二十年十二月一日と近づいてきた。

簡単にいうと、全木連のような現在は、民法による社団法人は、今後、新法による法人(一般社団)に移行し、必要があれば公益法人の認定を新たに受けることとなる。一般社団、公益社団それぞれにメリット、デメリットがあり、いずれを選択するかの問題であるが、公益の認定を受けるには要件もあり単なる二者択一ではない。いずれにしても大改革であるため、全木連の歴史が変わると言ってもよい。

事務局としては、会員に対し、あらゆる情報を提供したうえで、一般、公益のいずれの途を進むのか判断を受け、それぞれ必要となる体制の整備を進めることになると思いついている。

##### 振興大会のあり方を検討中

全国木材産業振興大会は、平成二十年の開催が第四十三回となる。また、ちょうど全国の各支部持ち回りによる開催が九州で一巡する。

その後の大会については、現在の業界を取り巻く情勢を考慮してどうすべきかを現在検討中である。本年の一月三十日に第一回目の検討会を開催したところである。全国からの意見を集約すれば、「現行どおり」がやや多いが、結論をあせらず、全体が納得できる方法を考えていきたい。

というのも、大会をどうするかについては、過去にも何回か検討を繰り返してきた経緯があるからである。それほど木材業界の変動が激しいということと認識している。

##### シンボルマークを決定

木材産業シンボルマークが決められたのは平成十五年。全木連五十周年記念事業の一環として、二

十一世紀に向けての木材産業のあり方を図案化したもの。春先から募集をはじめ審査のうえ、その年の十月に開催された木材産業振興大会の場で披露された。

日常的には木材PRの一つとして封筒用シールや名刺に刷り込んで使用している。

全木連時報では、翌年の平成十六年一月号から一年間、色刷りで掲載を続けた。

現在、一面見出しの地紋はシンボルマークを組み合わせて図案化したものを使用している。



##### 補助事業が公募性に

全木連では現在、多くの補助事業を実施している。

これまでは、補助事業の実施主体は事前に指定されていたが、平成十九年度からは公募方式となり、補助事業の実施を希望する場合には申し出て提案をしたうえで、提案等について審査を受け、合格して初めて実施できることとなった。その背景には、透明性や公開などいろいろあるが、大きな変化である。

# 企画部

## 企画部の仕事

全木連の企画部は、指導課、調査課、情報課の三課から構成されています。企画部の業務のイメージとしては、木材産業の将来に関する情報収集や新規事業に関する調査・研究にすることがなどと思われるかもしれませんが、企画立案的なものだけでなく、各種事業の実行を含む広範囲な業務を行っています。

却、税制支援や中小企業の会計、会社法、事業承継等の財務関係の紹介。) 地域活性化対策(地域ブランド、農商工連携施策等の紹介) 環境対策(温暖化防止、公害、廃棄物処理、リサイクル化、木質バイオマス等) 労働安全・衛生問題 物流対策 全木連ネットワークシステムの運営管理、ホームページの運営管理 その他業務(各種調査、木材事業者、一般消費者、行政等からの電話相談対応) などがあります。

また、ゼロ災・木材・木製品部会及び木材表示推進協議会の事務局業務も担当しています。

企画部がこれまでやってきた主な成果としては次のものがあります。

現在の主な業務としては、木材の利用推進対策(森林を育む木の住まい・国産材製品フェア、国産材新生産システム販路開拓フェアの開催、街角キーポイントの整備、PRツールの作成等) 木材の品質・性能向上とフベリング(木材・建築対策本部の運営、改正建築基準法等建築関連の法施行及びJAS制度への取組とJAS製品の普及推進、木材の原産地表示、グリーン購入法における合法木材の普及推進等) 木材産業構造改革・中小企業関連の各種対策(経営革新、技術革新・IT化、再生支援、国際化等、中小木材産業の経営支援施策の紹介、セーフティーネット、政府系金融機関による融資、信用保証協会による保証等の金融支援策の紹介。減価償

イ、フォークリフトの年次検査の共同化  
 フォークリフトについては、毎年、特定自主検査が必要で、そのトータル費用や検査日数が掛ることから経営上問題との指摘があったことから、二回に渡り実態調査を行い、数次にわたり労働省及び自民党等に対し、年次検査の期間の延長等を要請した結果、昭和五八年に従業員三〇名未満の木製品製造業、素材生産業の事業所のフォークリフトについては、共同の自主検査が認められました。更に、五九年度から、共同自主検査の検査員の養成のため特殊機械安全点検バトール員研修を林災防が六二年度まで実施し、延べ二六四名が受講しました。これにより、複数の地域において、共同によるフォークリフトの年次検査が実施されました。

ウ、木材・木製品製造業の労災保険料率の引き下げ  
 木材・木製品製造業の労災保険料率は、昭和四八年は千分の一九でしたが、労災の増加に伴う保険収支の悪化から、五〇年に同二、五五年に同二、五、五六年に同二、六にまで上昇しました。全木連は現在の林材業ゼロ災推進中央協議会の木材・木製品部会の事務局として、防災活動、ゼロ災運動の推進、労災保険の収支改善対策等を積極的に進めた結果、労災保険料は、平成七年度に千分の二、四、十五年に同二、一、十八年に同二、一八となり、

料率が一番高かった千分の二、六の時代に比較すると木材・木製品製造業全体で、毎年四十億円を超える負担軽減の経済効果となつています。  
 この他、主なものとして、現在の全木連が発足してからの大きな課題であった木材引取税の撤廃については、永年に渡って強力な撤廃運動を行い、最終的には平成元年四月に消費税の導入に伴い廃止されました。住宅関係では、全木連は昭和五一年頃から住宅産業への参入ないしは接近ということを重点事項の一つとして活動を行っています。昭和五十年には、秋田、茨城県木連から公営住宅の木造化について問題提起がなされたことから、数次に渡って所要の対応を行い、昭和五十一年の三四戸から、昭和六三年以降は、二千戸を超えるようになりました。昭和五二年には、モデル木造住宅に林野庁の補助がなされたり、住宅金融公庫制度の充実、住宅減税に関する要望活動も行っております。木造住宅に対する県単独優遇融資制度の推進及び地域優良木造住宅建設促進、在来軸組木造住宅の三階建が簡便に建設可能となるよう関係先に要望し、昭和五八年九月に実現しました。木造建築士の創設についても全木連と連携して関係先に要望し、昭和五八年に実現しました。財団法人日本木材・技術センターの設立についても全木連が設立発起人となり、全木連関係の5

千万円を超える出損金についても都道府県木連等の協力により達成することができ、大きく貢献しました。昭和五一年から六一年に解散するまで、全国木材住宅ローン協議会の事務局として務めていました。  
 昭和五五年の木製産業再編整備緊急対策事業による過剰設備の廃棄についても精力的な活動の成果と言えます。  
 平成八年の林野三法の成立についても全木連は積極的に関与しました。平成九年以降は、環境問題のウエイトが高まり、特に、焼却炉・ダイオキシン類問題は、全木連を挙げて、行政・国会議員等への働きかけの中で、小型焼却炉の規制緩和、ダイオキシン類の簡易測定法の導入、一定の要件を満たす燃料として利用される木質焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当たらないものとして取り扱われるなど、成果を得ることができました。

**異業種団体との連携活動**

鉄鋼、石化、鉱業、ゴム、全農、水産などの他業種の団体とも連携して活動することがあります。物流関係では、古いところでは、国鉄の貨物駅の集約化、等級制の廃止、港湾のステブ、倉庫、トラック運送問題等です。さらに、製材業の不振から家畜敷料に使おうが粉が不足している実態があるこ



木の住まいセミナー



製材工場のフォークリフト燃料の軽油は免税



焼却炉問題



木材住宅フェア

とから、その対策として、畜産団体等の事業の關係で、おが粉製造機の調査と畜産農家の敷料の利用状況の現地調査等に携わっています。住宅關係については、住宅リフォーム・紛争処理支援センター、住宅リフォーム推進協議会などとも關係があります。シックハウス問題についても室内空気対策研究会に委員として参加しています。



規制緩和により木質バイオマスエネルギーの利用が拡大

### 木材産業へのメッセージ

近年の木材産業の状況は、昭和五十五年当時、一般製材業の製造品出荷額が二兆六千億円、合板(集成材含む)は、製材の半分の一兆三千億円ありましたが、それが平成十七年で、製材が七千億円を下回り、合板は五千億円強にまで衰退しています。このような中

で製材でも発注先のニーズに逸早く対応して、集成材並みの品質・性能とその表示を行ったり、短期によるデリバリー機能を高め、毎年売り上げを伸ばしているところがあります。

また、最近感じるのは、woodとしての性能のみならず、需要分野で使われた時の品質・性能、木造住宅であれば、耐震、耐久性、省エネなどの性能がどうかということ。即ち、ティンパークンストラクション(最終商品ないしは完成品としての住宅における木構造の質)が重要になってきているのではないかということがあります。

先にも触れましたが、木材産業の産業構造が大きく変革されています。過日、日本には創業百年年以上の会社が一万社以上。二百年以上でも三千社もあり、日本が長寿企業大国であることを紹介する番組がいくつか放映されていました。長寿企業を調査した研究者は、特徴として、決して“本業”をはずれない、世の中が変わったから“本業”からはずれない中で、社会のニーズに合わせていく、危機は何十年かに一度襲ってくるもの。そこから逃げずに企業そのものを変革する——という共通の特徴を挙げています。木材産業の再開のヒントの一つになると思われま。今後明日の木材産業のために努力したいと思えます。(企画部長の私見として)

## 検査部

### 木材の品質・性能の信頼性確保のための厳格な検査

昨年的一年を表す文字は「偽」であった。昨今の消費者は、あらゆることにおいて決められた事項と実行事実表示内容とその自身の整合性等の違ひについての評価が一段と厳しい。(結果として今騒がれてはいるが、実は偽装表示等は数十年前から延々と行われていたのであって、発覚が今であっただけとも言えるが。)

業界に關係する事項では、行政は食品の偽装表示等の問題に對してのJAS法の改正や、住宅の耐震偽装問題に端を発して建築基準法を改正するなどの対応をしている。

全木連検査部は全国一(北海道を除く)において、各県木連のご理解と協力により、主にJAS制度による製材品の検査と製材工場認定、AQ認証制度による生産工場の認証のための検査業務及び輸出入木材こん包材に關しての工場認証の業務等について、法令・実施要領等の諸基準に従って厳正な検査等の業務を実施しているところである。

### JAS制度による業務 製材等の検査機関としての変遷

- 1 農林水産省は昭和三十九年に製材業の実態調査を実施したが、この結果に基づいて全木連は正量取引の推進とJAS製品の生産及び流通を促進するために同年に木材の自主検査を実施することを決定した。その後格付機関としての要件を満たすために体制を整え、昭和四十三年四月に「製材及び耳付き材」の登録格付機関として農林省の登録格付機関としての認可を受けた。
- 2 昭和五十六年には押角材についてのJAS格付の希望があったことから、全木連は同年五月に「押角」の登録格付機関としての認可を受けた。
- 3 平成十一年七月に農林水産省は、食品の消費形態の多様化や健康、安全性に対する関心の高まり等を背景として、食品の表示の充実強化、JAS制度に關する規制緩和、民間能力の活用及び国際整合性確保を内容とするJAS法の改正を行なった。これにより、ア従来国が実施していた工場認定(大臣の認定)は民間で実施することとなり、全木連は登録認定機関としての業務を行うこととなり、平成十二年四月に改正JAS法による「製材、押角及び耳付き材」

の登録認定機関としての認可を受けた。全木連は旧法による大臣認定の工場について法律の経過措置期間であった平成十五年六月六日付けで全ての対象工場の認定(会長認定)を行なった。

イ認定工場以外で、一般の製造業者や工務店等がJASの検査を希望する場合は従来どおり登録格付機関である全木連が検査を実施するが、全木連は平成十三年四月に改正JAS法による「製材、押角及び耳付き材」の登録格付機関としての登録を受けた。

4 平成十七年六月に農林水産省は、登録認定機関を国の代行機関から国際標準化機構(ISO)が定めた審査機関に關する基準に適合する民間の第三者機関に完全に移行し、従前の登録格付機関による検査(第一種検査)を廃止して登録認定機関が認定した製造業者等の責任によるJASマーク表示を行なうシステムに一本化する等を主な内容として大幅な法律改正を行なった。

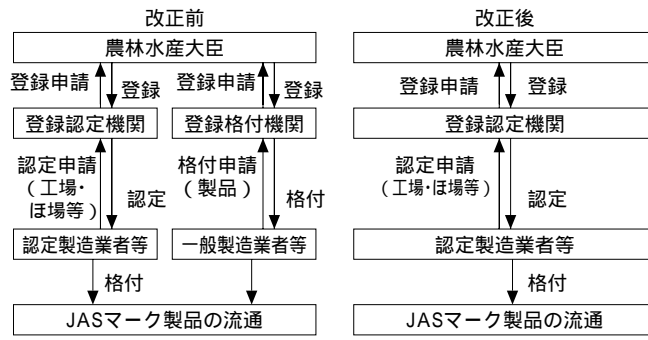
これにより、全木連は国が求める第三者機関としての要件に對し難い結果となり、全木連は新法に對応した新たな組織「有限責任中間法人全国木材検査・研究協会(以下、「全木検」と言ふ。)」を平成十七年十二月に発足させた。

5 全木検は平成十八年九月に改正JAS法による「製材、押角及び耳付き材」の登録認定機関としての国の登録を受けて、新たな認定業



務を実施している。  
 なお、全木連による認定業務は改正法が施行された平成十八年六月一日以降は廃止されたが、法律の経過措置期間である平成二十一年二月末日までは、既認定工場の監査業務を実施している。また、登録格付機関としての全木連も申請に基づく1種検査について上記同様平成二十一年二月末日までは実施できることとなっている。

JASマークを表示する仕組み



法律改正及び規格の

制定・改正に関連した

検査等の変遷

1 昭和四十二年十一月に製材の日本農林規格が制定されたが、登録格付機関として、製材及び耳付

木材の検査と工場の承認(全木連会長認定認定・大臣認定)を行なった。  
 2 昭和四十七年十月に製材の日本農林規格の防虫処理基準が改正された。  
 3 枠組壁工法(ツーバイフォー)のオープン化に伴い、昭和四十九年七月に枠組壁工法構造用製材の日本農林規格が制定され、申請に基づき検査の実施と、昭和五十一年から工場の承認・認定(大臣認定)を行なった。

4 昭和五十一年九月に南方産広葉樹材の虫害予防対策として、製材の日本農林規格の一部改正され防虫処理基準が追加されたので、昭和五十二年から工場の承認・認定(大臣認定)を行なった。  
 5 昭和五十六年三月に防虫処理に関する処理区分と新たな薬剤の追加等に関して製材の日本農林規格が改正されたので、この検査を実施し、防虫・防蟻処理工場の承認・認定(大臣認定)を行なった。  
 6 昭和五十八年五月に海外においても認定の取得が可能とされるJAS法の改正が行われたに伴い、カナダ、アメリカ等においても検査を実施し、ツーバイフォー等の品目について承認・認定(大臣認定)を行なった。

7 平成三年一月に従来の強度基準と化粧基準を併せ持った汎用性のある製材の日本農林規格から、用途別規格として、針葉樹の構造用製材の日本農林規格が制定されたことに伴って、新規格による

検査を実施し、新たに全ての対象工場について構造用製材の承認・認定(大臣認定)を行なった。合わせて、人工乾燥基準及び機械等級区分製材の基準が設けられたことによりこの承認・認定(大臣認定)を行なった。  
 なお、構造用製材に対しては、JASの化粧基準の表示が出来ないことから全木連が業界の自主基準(ガイドライン)として「製材化粧基準」を作成し、これに対応した。

8 平成八年八月に針葉樹の造作用製材及び針葉樹の造作用製材が制定されたことに伴いこの検査業務と承認・認定(大臣認定)を行なった。  
 9 平成十九年八月に従来の針葉樹の構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材、押角及び耳付き材の日本農林規格を廃止し、全てを統合した製材の日本農林規格が制定されたことにより現在は新規格による検査を実施している。

10 平成十九年八月に従来の針葉樹の構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材、押角及び耳付き材の日本農林規格を廃止し、全てを統合した製材の日本農林規格が制定されたことにより現在は新規格による検査を実施している。

AQ制度による

検査機関としての

業務等の変遷

1 昭和四十九年、農林省(林野庁)は消費者保護行政の一環として、木質建材のうち、JAS規格が制定されていないもの、JAS規格が制定されているもののうち、規程が定められていない特殊性能

を有するものを対象に「木質建材認証・勧告」制度(AQ制度)を立ち上げた。本会は検査機関として昭和五十九年から機械ブレカト部材の認証(大臣認定)に關しての検査業務を実施した。  
 2 平成二年、乾燥処理材の認証が開始され、この検査を実施したが、乾燥のJAS規格の制定によつて平成三年には廃止された。  
 3 平成四年には保存処理材、屋外製品部材が、平成五年には高耐久性機械ブレカト部材の認証がそれぞれ開始されたのでこれの検査業務を実施した。  
 4 平成六年、国によるAQ制度が廃止され、財団法人日本住宅木材・技術センター(以下住木センター)と云う)の「優良木質建材等認証事業」として新たにスタートしたことに伴い、全木連は住木センターの指定試験機関としての業務を実施している。  
 5 平成十二年からは足場板の認証制度がスタートし、この検査業務を実施した。

輸出用木材(こん包材)の

認証・検査業務

等の変遷

1 平成十三年十月以降EU諸国は、EUへの輸出国に対してマツノガイセンチュウの検疫対策のために、輸入する針葉樹(こん包材)への熱処理等の規制を求めてきた。

我が国は全木連をその検査機関として規制に対応することを決定し、平成十四年二月にEU諸国がこれを認めた。  
 2 平成十五年十月に国の制度「輸出用木材(こん包材)消毒実施要領」として制定された。平成十五年十一月全木連は「消毒認証機関」として農林水産省の登録を受け、工場の認証基準に基づいて熱処理工場を認証し、認証工場による統一のスタンプによる認証の表示をさせることとなった。また、こん包材生産者は植物防疫所に登録し、植物検疫措置のための国際基準ISPM 15に規定した表示をすることとなったため、登録の事務經由機関としての業務を実施するとともに統一の表示(スタンプ)を作成し配布した。  
 3 平成十九年二月の実施要領の改正により、民間の第三者機関が消毒証明実施機関(実施機関)としてこの制度を運営することとなり、農林水産省・植物防疫所は制度を監視する事となった。  
 4 全木連がJASの認定機関でなくなったことにより、全木連がこの業務を引き継ぐことになった。全木連は消毒証明実施機関として平成十九年五月に農林水産省の登録を受けて、消毒実施者の認定、こん包材生産者の登録及び登録こん包材生産者のISPM 15の証票登録業務を実施している。

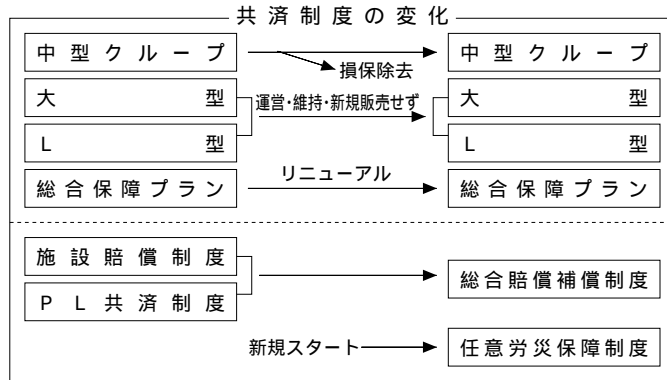
# 全木協

## 変わる共済事業

全木協が行なう共済事業は、目的別に大きく分けて二種類がある。まず個人のケガや病気に備えての共済制度。通常の生命保険に類似したもので、これには主に企業の従業員を対象に考えている「中型グループ」と経営者を対象に考えている「総合保障プラン」の二種類がある。いずれも従業員でも経営者でも加入は出来る。中型グループは開始以来三十三年を経ているが、平成十九年度には制度の特徴であった「生保と損保」のセット商品から「損保」を外さねばならないという大変化があった。総合保障プランにしても、従来からの商品「大型」と「L型」は新規販売をせず、現在は「無配当型保険」をベースにオプションの保障を付けて販売している。

次に、企業の事故に備えた共済制度である。これには事業所内での第三者への事故対策、PL事故対策などをカバーする「総合賠償補償制度」と労働災害への対策を行なう「任意労災保障制度」の二種類がある。総合賠償補償制度も従来からの「施設賠償」と「PL共済」が単独では販売できないという大変化があつて、両者を包括する保険として新たにスタートしたものの。任意労災保障制度は全く

新しい考えの保険で、採用したばかりである。共済制度の大きな変更が続いているが、これは保険会社を取り巻く環境が大きく変化しているからである。共済制度も時代の変化に応じて変わる。



## 助成事業で企業の製造設備は進化した

全木協では、古くは昭和五十七年度から今日まで、各企業が行なう設備投資に利子助成やリース料助成を行なってきた。これによって製材工場等の設備導入は大きく進んだものと思われる。最近の事業成果は、平成十四、十八年度の

資額六十六億七千万円、リース料助成が百十八社、設備総額八十六億二千万円である。導入設備としては、プレカットや乾燥機がメインである。



## 製材品展示会は市場の記念市として定着

全木協では、優良国産材製材品展示会を毎年開催している。現在は年二ヶ所での開催となっている。四月に長野県の本曾で、十二月に秋田県の大館で行なうことが恒例である。木曾松と秋田杉がメインであるが、ここ何年もの間、国産材製材品の市売は、量、価格とも低調であることは否めない。しかし、優良国産材のPRとい

う目的、開催市場にとっては記念市の開催であり、関係者の努力に報いるためにも一層の努力を重ねていきたい。



展示会での並木会長挨拶

## 景況調査

全木協では、日本木材青壮年団体連合会に委託し、「木材業景況調査」を毎月行なっている。その経緯や内容については、全木協の三十五年史に詳しく掲載しているが、現行の調査スタイルの前身となる調査は昭和五十三年から始めており、かれこれ三十年行なってきた訳である。

この調査の特徴は、全国版の調査、迅速性、分かりやすさをポイントにしているほか、調査結果については、日本木青連のメンバーである担当者と東京地区の業界経営者が分析に関わり、概評を作成するなど現役の経営者の目を通して生きた調査になるように努めているところである。

## 企業経営に安心を提供します 全木連グループの各種保障制度

おかげさまで30年 中型グループ

従業員のために <b>中型グループ</b>	<b>総合賠償補償制度</b>	第三者への事故対策に
	<b>任意労災保障制度</b>	労働災害への対策に
経営者のために <b>総合保障プラン</b>	<b>木退共</b>	従業員の退職金の準備に
	<b>積立終身</b>	経営者の退職金などの準備に

ケガ・病気に入院 などの備えに

## 全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 TEL 03-3580-3215(代)

景況調査 = 全木協

20年2月分集計表 ( )内は実数

【流通部門】

モニター数128 回答数101 回収率78%

当月の状況

販売量	増加27% (27)	変わらず35% (36)	減少38% (38)
仕入量	増加26% (26)	変わらず37% (37)	減少37% (37)
販売価格	上昇6% (6)	変わらず85% (86)	下降9% (9)
仕入価格	上昇11% (11)	変わらず84% (81)	下降5% (5)

来月の見通し

販売量	増加45% (45)	変わらず42% (43)	減少13% (13)
仕入量	増加32% (32)	変わらず51% (51)	減少17% (17)
販売価格	上昇7% (7)	変わらず88% (89)	下降5% (5)
仕入価格	上昇22% (22)	変わらず76% (75)	下降2% (2)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	22% (19)	68% (60)	10% (9)
南洋材	19% (16)	71% (59)	10% (8)
北洋材	40% (34)	50% (43)	10% (9)
国産材	10% (9)	71% (65)	19% (17)
建材	26% (21)	64% (53)	10% (8)

乾燥材取引の頻度	増加 15% (14)	変わらず 84% (80)	減少 1% (1)
----------	----------------	------------------	--------------

【製造部門】

モニター数147 回答数108 回収率73%

当月の状況

販売量	増加20% (21)	変わらず42% (45)	減少38% (41)
仕入量	増加21% (22)	変わらず38% (40)	減少41% (44)
販売価格	上昇6% (6)	変わらず80% (86)	下降14% (15)
仕入価格	上昇19% (20)	変わらず75% (81)	下降6% (6)

来月の見通し

販売量	増加40% (43)	変わらず49% (52)	減少11% (12)
仕入量	増加29% (30)	変わらず55% (58)	減少16% (17)
販売価格	上昇8% (8)	変わらず87% (92)	下降5% (5)
仕入価格	上昇20% (21)	変わらず75% (79)	下降5% (5)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	38% (20)	56% (29)	6% (3)
南洋材	24% (9)	71% (26)	5% (2)
北洋材	51% (22)	49% (21)	0% (0)
国産材	13% (11)	69% (61)	18% (16)

プレカットの動向

受注後、加工までの待ち時間	1ヵ月以内 88% (16)	1ヵ月 6% (1)	1ヵ月以上 6% (1)
---------------	-------------------	---------------	-----------------

これを見ると分かる

全木連活動の経過

写真の看板は全木連のその時々  
に設置された対策本部の看板。全  
木連の活動、諸問題への取組の経  
過を端的に表している。  
最初の看板は、全木連乾燥材促  
進対策本部（平成十二年一月十八  
日設置・写真右）。緊急の課題とし  
て乾燥材の生産供給が議論された  
ことを受けたもの。  
次に、木材産業構造改革対策本  
部（平成十三年十二月一日設置・  
写真中）。平成九年に「不況対策本  
部」が設置されたが、その後も不  
況が続き、その背景にある構造的  
な問題にあたる趣旨。  
最も新しいのが、木材・住宅建  
築対策本部（平成十九年八月九日  
設置・写真左）。改正建築基準法等  
の施行に対応するためいち早く設  
置されたものである。



林業・木材産業発展のために

お役に立ちます 林業・木材産業信用保証

平成16年6月からスタート！

「グリーンサポート3000」

一定の要件を満たした保証申込みに  
スピーディに応える無担保保証です。

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

副理事長 加藤 鐵夫

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階  
TEL 03-3294-5581 FAX 03-3294-5595  
URL <http://www.affcf.com/forestry>